

平成19年第1回蟹江町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成19年5月10日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	5月10日 午前9時00分宣告(第1日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	猪俣二郎	12番	大原龍彦
	13番	吉田正昭	14番	山田乙三
	15番	伊藤正昇	16番	奥田信宏
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤特別職	町長	横江 淳一	副町長	水野 一郎
	行政改革推進室	室長	飯田 晴雄		
	総務部	部長	坂井 正善	次長兼 総務課長	加藤 恒弘
		企画情報課長	鈴木 智久	税務課長	長尾 彰夫
		収納課長	服部 康彦		
	民生部	部長	石原 敏男	次長兼 福祉課長	斎藤 仁
		住民課長	犬飼 博初	児童課長	佐藤 一夫
		環境課長	上田 実	保健課長	西川 和彦
	産業建設部	部長	河瀬 広幸	次長兼 土木課長	水野 久夫
		次長兼 都市計画課長	佐野 宗夫	下水道課長	絹川 靖夫
		農政商工課長	山田 晴雄		
	会計管理室	会計管理者兼 会計管理室長	加賀 松利		
	水道部	次長	大河内 幹夫	水道課長	小酒井 敏之
	消防本部	消防署長	山内 巧	総務課長	浅野 睦
	教育委員会 会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長兼 図書館長	伊藤 芳樹
生涯学習課長		川合 保	給食センター 所長	村上 勝芳	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事会局	局長	松岡 英雄	書記	志治 正弘
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会議録署名議員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第120条)				

	1 番	松 本 正 美	2 番	伊 藤 俊 一
--	-----	---------	-----	---------

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 選挙第3号 議会議長の選挙について
- 日程第3 議席の指定
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 会期の決定
- 日程第6 選挙第4号 議会副議長の選挙について
- 日程第7 選任第1号 議会常任委員会委員の選任について
- 日程第8 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第9 選任第3号 議会広報編集委員会委員の選任について
- 日程第10 同意第2号 蟹江町監査委員の選任について
- 日程第11 選挙第5号 海部地区休日診療所組合議会議員の補欠選挙について
- 日程第12 選挙第6号 海部南部広域事務組合議会議員の補欠選挙について
- 日程第13 選挙第7号 海部地区環境事務組合議会議員の補欠選挙について
- 日程第14 選挙第8号 海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙について
- 日程第15 承認第1号 蟹江町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第16 承認第2号 平成18年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第17 議案第31号 蟹江町立蟹江中学校屋内運動場増改築及び本館耐震補強等工事請負契約の締結について
- 日程第18 閉会中の所管事務調査及び審査について
- 追加日程第19 承認第1号 蟹江町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 追加日程第20 承認第2号 平成18年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて
- 追加日程第21 議案第31号 蟹江町立蟹江中学校屋内運動場増改築及び本館耐震補強等工事請負契約の締結について

○議会事務局長 松岡英雄君

皆様、おはようございます。

議員の皆様には、このたびの一般選挙でめでたくご当選を果たされましたことを心からお喜びを申し上げます。

私は、議会事務局長の松岡でございます。

本日は、選挙後初めての議会でございますので、私が暫時進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ここで、開会に先立ち、横江町長よりごあいさつをお願いいたします。横江町長、ご登壇ください。

(町長登壇)

○町長 横江淳一君

皆さん、おはようございます。早朝より臨時議会にご参集賜りまして、まことにありがとうございます。

ただいま事務局長が申し上げましたとおり、さきの一般選挙におかれましては、少数激戦の中、皆様方、大変ご健闘され、この場にお集まりでございます。ご苦労さまでございますし、大変おめでとうございます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

ご存じのように、平成19年度も順調に予算執行に向け、頑張っております。しかし、厳しい状況に変わりはありませんが、一つの光明が見えておることは事実でございます。議会の皆様方のご意見をあくまでも尊重して、住民の代表である皆様方と一緒にしまして、我々理事者そして住民、これが三位一体となり、民意を反映しての新しいまちづくり、テーマは「きらっと光る蟹江町」であります。どうぞ、それに向けまして皆さんと一緒に新しい蟹江町をつくっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げ、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(町長降壇)

○議会事務局長 松岡英雄君

どうもありがとうございました。

続きまして、自己紹介をさせていただきます。

まず、理事者側の副町長から順次お願いいたします。

(各理事者、順次自己紹介する)

次に、議会側の仮議席1番から順次お願いいたします。

(各議員、順次自己紹介する)

どうもありがとうございました。

それでは、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職を行うことになっております。

出席議員中、山田邦夫議員が年長議員でありますので、ご紹介します。山田邦夫議員、議長席へお着きください。

(臨時議長、議長席に着く)

○臨時議長 山田邦夫君

ただいまご紹介をいただきました山田邦夫でございます。私が年長ということで臨時に議長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより平成19年第1回蟹江町議会臨時会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には志治正弘君を指名します。

なお、上田消防長より、消防大学校への研修のため欠席したい旨の届出がありましたので、これを許可いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

ここで、各会派の調整の必要がありますので、本会議を暫時休憩いたします。

(午前 9時10分)

○臨時議長 山田邦夫君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時46分)

○臨時議長 山田邦夫君

日程第2 選挙第3号「議会議長の選挙」を行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は16人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に松本正美君、吉田正昭君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

仮議席の1番より、順次投票願います。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

開票を行います。

松本正美君、吉田正昭君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票。

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票のうち

菊地久君 16票

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、菊地久君が議長に当選されました。(拍手)

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

ただいま議長に当選されました菊地久君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

議長の就任のあいさつを許可いたします。菊地久君、ご登壇ください。

(10番議員登壇)

○10番 菊地久君

議長就任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

このたび、不肖私、議員の皆様方のご推挙によりまして、蟹江町議会議長の要職につくことになりました。まことに身に余る光栄でございます。

私は、本町議会議員としてその経験32年間でございますが、議長に初めてなったわけで、私はその器ではないことをよく承知しておるわけでございますが、ここに皆様方のご推薦を受けました上は、一身を呈してそのご厚志にお報いする覚悟でございます。

なお、議会の運営につきましては、不偏不党、公正無私の立場を堅持いたしますことをこ

ここにお誓い申し上げたいと思います。何とぞ皆様方の手厚いご支援とご鞭撻を承りますようお願い申し上げます。

次に、理事者各位に申し上げます。我々議会といたしましては、いたずらに摩擦を起こすようなことはもとより避けなければなりません、同時に、安易な妥協に陥ることがあってはならないと存じます。町政発展の上に立って、正しく相携えて、3万8,000町民の信託にこたえなければなりません。かように考えておりますので、ご協力のほどよろしくをお願いを申し上げます、私の就任のごあいさつといたしたいと思います。

どうかよろしくお願い申し上げます。（拍手）

（10番議員降壇）

○臨時議長 山田邦夫君

どうもありがとうございました。

これをもって、新議長と交代させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

（臨時議長、議長と交代）

○議長 菊地 久君

日程3 「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、お手元に配付の議席図のとおり指定いたします。

（発言する声あり）

暫時休憩いたします。

（午前 9時58分）

○議長 菊地 久君

休憩を閉じ会議を開きます。

（午前10時00分）

○議長 菊地 久君

議事日程でございますけれども、変わっておりますので申し上げたいと思います。変更させていただきます。「議席の指定」、日程4となっておりますが3に変わりました。日程第5 「会議録署名議員の指名」が第4でございます。「会期の決定」が日程第6になっておりましたが5に改めたいと思います。日程第3 選挙第4号「議会副議長の選挙」については日程第6という形に変更をお願い申し上げます。

では、今申し上げました日程によって進めさせていただきたいと思います。

○議長 菊地 久君

日程第4 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、議長において、1番松本正美君、

2番伊藤俊一君を指名いたします。

○議長 菊地 久君

日程第5 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長 菊地 久君

日程第6 選挙第4号「議会副議長の選挙」を行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は16人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に林 英子君、高阪康彦君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(なしの声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席の1番より、順次投票願います。

(投票)

投票漏れはありますか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

開票を行います。

林 英子君、高阪康彦君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票。

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票のうち

山田乙三君 16票

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、山田乙三君が副議長に当選されました。(拍手)

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

ただいま副議長に当選されました山田乙三君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって当選を告知いたします。

副議長の就任のあいさつを許可いたします。山田乙三君、ご登壇してください。

(14番議員登壇)

○14番 山田乙三君

ただいま図らずも、副議長に満票で選ばれました3期目の山田乙三でございます。

議長が非常にすばらしい議長のあいさつをされましたので、私なりに副議長として議長を一生懸命支えるとともに、蟹江町政のために頑張る覚悟でございます。どうかよろしく願いいたします。(拍手)

(14番議員降壇)

○議長 菊地 久君

どうもありがとうございます。

休憩中に、税務課長を除く各課長、所長及び消防署長の退席を許可いたします。

休憩中に、各派代表者会議をお願いしたいと思いますので、代表者の方は会議室に参集してください。

それでは、本会議を暫時休憩いたします。

(午前10時10分)

○議長 菊地 久君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

○議長 菊地 久君

日程第7 選任第1号「議会常任委員会委員の選任について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

それでは、よろしくお願いいたします。

選任第1号「議会常任委員会委員の選任について」。

蟹江町議会常任委員会の委員を下記のとおり選任するものとする。

平成19年5月10日提出、蟹江町議会。

記としまして、総務民生常任委員会委員定数8名、防災建設常任委員会委員定数8名。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 菊地 久君

説明が終わりましたので、お諮りいたします。

議会常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元にお配りいたしました名簿のとおり指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました諸君を常任委員会の委員に選任することに決定いたしました。

○議長 菊地 久君

日程第8 選任第2号「議会運営委員会委員の選任」を議題といたします。提案説明を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

選任第2号「議会運営委員会委員の選任について」。

蟹江町議会運営委員会の委員を下記のとおり選任するものとする。

平成19年5月10日提出、蟹江町議会。

記といたしまして、議会運営委員会委員定数8名でございます。

なお、委員会条例に基づきまして、各会派から選ばれました代表によりまして、今回につきましては4名の委員を選任するものでございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長 菊地 久君

説明が終わりましたので、お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元にお配りいたしました名簿のとおり指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

○議長 菊地 久君

日程第9 選任第3号「議会広報編集委員会委員の選任について」を議題といたします。提案説明を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

選任第3号「議会広報編集委員会委員の選任について」。

蟹江町議会広報編集委員会委員を下記のとおり選任するものとする。

平成19年5月10日提出、蟹江町議会。

議会広報編集委員会委員、若干名でございます。

なお、今回につきましては、6名の委員を選任するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 菊地 久君

説明が終わりましたので、お諮りいたします。

議会広報編集委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定を準用し、お手元にお配りいたしました名簿のとおり指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました諸君を議会広報編集委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここで本会議を暫時休憩し、各常任委員会、議会運営委員会及び議会広報編集委員会の正副委員長を互選していただきます。

念のため申し上げますが、委員長の互選は委員会条例第9条第2項の規定によって、その職務はそれぞれ年長委員により行うことになっております。

なお、正副委員長が決まりましたら、議長へ報告してください。

委員会ごとの部屋割りをいたします。総務民生常任委員会は会議室、防災建設常任委員会は協議会室、2常任委員会が終わりましたら議会広報編集委員会を会議室2でお願いいたします。以上が終わりましたら、引き続き議会運営委員会を会議室で行います。

暫時休憩いたします。

(午前 11時05分)

○議長 菊地 久君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時30分)

○議長 菊地 久君

議会運営委員会を開催したいと思っておりますので、暫時休憩いたしたいと思っております。

(午後 1時30分)

○議長 菊地 久君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時41分)

○議長 菊地 久君

ただいま各常任委員会、議会運営委員会及び議会広報編集委員会の正副委員長が互選されましたので、ご報告をいたします。

総務民生常任委員会委員長、中村英子君、副委員長、高阪康彦君。

防災建設常任委員会委員長、奥田信宏君、副委員長、松本正美君。

議会運営委員会委員長、小原喜一郎君、副委員長、大原龍彦君。

議会広報編集委員会委員長、黒川勝好君、副委員長、米野秀雄君。

以上であります。

ここで、先ほど開催されました議会運営委員会の協議結果の報告をお願いいたします。

議会運営委員長、小原喜一郎君、ご登壇ください。

(7 番議員登壇)

○議会運営委員長 小原喜一郎君

7 番、小原喜一郎でございます。

先ほど開かれました議会運営委員会の協議結果について報告をさせていただくわけでありましても、その前に、引き続き議会運営委員長というこの席に就かさせていただくわけですが、民主・公正、その立場でしっかり頑張りたいと思いますので、どうかよろしくをお願いいたします。

それでは、報告をさせていただきます。

まず最初に、協議事項の第 1 番、今、議長から報告がありましたこの後、一部事務組合の議会議員の指名を行っていただきます。その後、3 案件につきまして、一つは「蟹江町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」、承認第 2 号として「平成 18 年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認を求めることについて」、議案第 31 号「蟹江町立蟹江中学校屋内運動場増改築及び本館耐震補強等工事請負契約の締結について」、この 3 件について提案をし、日程に加え、精読の後、審議、採決を行っていただきます。

それから、2 つ目ではありますが、6 月第 2 回の定例議会の会期日程についてではありますが、これは皆さんの既にお手元に配られているとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

それから、3 つ目でございますが、輝来都というんだそうでございます。なかなか読みにくいと思いますが、輝来都蟹江町再生懇話会委員の選出についてという、このことについて協議を行いまして、選出方法ですけれども、いろいろ当初はブロック別というか、校区別にどうだというご意見もございましたけれども、今度の選挙の結果は、各校区の議員の数がアンバランスでございまして、余りよろしくないのではないかという意見もございまして、最終的には 2 つの 4 人の会派から 1 名ずつ、日本共産党と 21 フォーラム 4 人の中から

1名、民主党さんと公明党さんと無党派のお二方、4人の中から一人、そしてプラス議長ということで、こういう構成でということで決まりましたので、そのようにして選考していただきました。後から報告があるのではないかというふうに思いますけれども、そういうことでございます。

それから、その他でございますけれども、本日、臨時会終了後、議員互助会総会を開催いたします。それから、2つ目は、実は昨年6月議会でしたか、ちょっと記憶がないんですが、当局の方からクローバーテレビの導入、つまり議会の審議状況のテレビ放映をしたいと思うがどうかという提案があって、代表者会議、議会運営委員会等で論議していただきまして、その論議の内容は改選後にしたらどうかという意見が多かって、改選後にしておたわけであります。ですから、懸案事項になっておたわけでありますけれども、意見がございまして、いいことは早速ということで、きょう直ちに審議してはどうかと、こういうことがありまして、そのことについて議員総会を開いてご協議をいただくということにいたしましたので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(7番議員降壇)

○議長 菊地 久君

どうもありがとうございました。

お諮りします。

同意第2号「蟹江町監査委員の選任について」、選挙第5号「海部地区休日診療所組合議会議員の補欠選挙について」、選挙第6号「海部南部広域事務組合議会議員の補欠選挙について」、選挙第7号「海部地区環境事務組合議会議員の補欠選挙について」、選挙第8号「海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙について」、承認第1号「蟹江町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」、承認第2号「平成18年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについて」、議案第31号「蟹江町立蟹江中学校屋内運動場増改築及び本館耐震補強等工事請負契約の締結について」を、この際、日程に追加をし、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、8案件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 菊地 久君

日程第10 同意第2号「蟹江町監査委員の選任について」を議題といたします。

提案理由を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

それでは、よろしく願いいたします。

同意第2号「蟹江町監査委員の選任について」。

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成19年5月10日提出、蟹江町長、横江淳一。

記としまして、住所、蟹江町大字須成字西須成前1845番地1。氏名、大原龍彦。生年月日、昭和15年5月17日でございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長 菊地 久君

提案説明が終わったので、地方自治法第117条の規定により、大原龍彦君の除斥を求めます。

(12番議員退場)

これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第2号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第2号「蟹江町監査委員の選任について」は、同意することに決定いたしました。

大原龍彦君の除斥を解きます。

(12番議員入場)

○議長 菊地 久君

日程第11 選挙第5号「海部地区休日診療所組合議会議員の補欠選挙」を行います。

選挙理由の説明を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

それでは、ご提案申し上げます。

選挙第5号「海部地区休日診療所組合議会議員の補欠選挙について」。

海部地区休日診療所組合議会議員の補欠選挙を行うものとする。

平成19年5月10日提出、蟹江町議会。

なお、蟹江町から1名を選出するものでございます。

提案理由としまして、蟹江町議会議員の任期満了により組合規約第5条第4項の規定による組合議会議員の補欠選挙を行う必要があるためでございます。

1枚めくっていただきまして、参考としまして、改選前におきましては高阪康彦議員に組合議員としてお願いしておりましたが、今回、任期満了により選挙で行うものでございます。

なお、任期につきましては、平成21年3月31日までですので、よろしく願いいたします。

○議長 菊地 久君

選挙理由の説明が終わりました。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

海部地区休日診療所組合議会議員に山田邦夫君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました山田邦夫君を海部地区休日診療所組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました山田邦夫君が海部地区休日診療所組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区休日診療所組合議会議員に当選されました山田邦夫君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○議長 菊地 久君

日程第12 選挙第6号「海部南部広域事務組合議会議員の補欠選挙」を行います。

選挙理由の説明を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

それでは、よろしく願いいたします。

選挙第6号「海部南部広域事務組合議会議員の補欠選挙について」。

海部南部広域事務組合議会議員の補欠選挙を行うものとする。

平成19年5月10日提出、蟹江町議会。

なお、蟹江町からは選出議員については2名でございます。

理由としまして、蟹江町議会議員の任期満了により組合規約第5条第3項の規定による組合議会議員の補欠選挙を行う必要があるためでございます。

1枚めくっていただきまして、参考としまして、改選前におきましては林 英子議員と加藤正雄議員に組合議員としてお願いしておりましたが、任期満了に伴う選挙でございます。

なお、任期につきましては、平成21年3月31日まででございますので、よろしくお願いいたします。

○議長 菊地 久君

選挙理由の説明が終わりました。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

海部南部広域事務組合議会議員に中村英子君、米野秀雄君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました中村英子君、米野秀雄君を海部南部広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました中村英子君、米野秀雄君が海部南部広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま海部南部広域事務組合議会議員に当選されました中村英子君、米野秀雄君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○議長 菊地 久君

日程第13 選挙第7号「海部地区環境事務組合議会議員の補欠選挙」を行います。

選挙理由の説明を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

よろしくお願ひいたします。

選挙第7号「海部地区環境事務組合議会議員の補欠選挙について」。

海部地区環境事務組合議会議員の補欠選挙を行うものとする。

平成19年5月10日提出、蟹江町議会。

蟹江町からは1名の選出でございます。

理由としまして、蟹江町議会議員の任期満了により組合同規約第5条第3項の規定による組合議会議員の補欠選挙を行う必要があるためでございます。

1枚めくっていただきまして、参考としまして、改選前におきましては菊地 久議員に組合議会議員としてお願いしておりましたが、任期満了に伴う選挙でございます。

なお、任期につきましては、平成20年3月31日まででございます。よろしくお願ひいたします。

○議長 菊地 久君

選挙理由の説明が終わりました。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(発言する声あり)

暫時休憩いたします。

(午後 1時59分)

○議長 菊地 久君

休憩を閉じまして、ただいまから再開いたします。

(午後 2時11分)

○議会事務局長 松岡英雄君

大変失礼しました。全国町村議会議長会の方へ一度聞いていただきました。その中では別に法的根拠もございませんので、というのは、普通、議長さん、菊地 久が自分の名前を指名することがおかしいのではないかということで前任者の方からお話があったものですから問い合わせをしたところ、法的根拠も、別にそういう形でやっていただいても問題がありませんということですので、このままの形で進めさせていただきます。どうもご迷惑をおかけしました。すみませんでした。

○議長 菊地 久君

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。
海部地区環境事務組合議会議員に菊地 久君を指名いたします。
お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました菊地 久君を海部地区環境事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました菊地 久君が海部地区環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区環境事務組合議会議員に当選されました菊地 久君が議場におりますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○議長 菊地 久君

日程第14 選挙第8号「海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙」を行います。
選挙理由の説明を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

それでは、よろしく願いいたします。

選挙第8号「海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙について」。

海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙を行うものとする。

平成19年5月10日提出、蟹江町議会。

提案理由としまして、蟹江町議会議員の任期満了により組合規約第7条第2項の規定による組合議会議員の補欠選挙を行う必要があるためでございます。

1枚はねていただきまして、参考としまして、規約第6条の関係で、改選前におきましては大原龍彦議員に組合議員としてお願いしておりましたが、任期満了に伴う選挙でございます。

なお、任期につきましては、平成21年3月31日まででございますので、よろしく願いいたします。

○議長 菊地 久君

選挙理由の説明が終わりました。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。海部地区水防事務組合議会議員に奥田信宏君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました奥田信宏君を海部地区水防事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました奥田信宏君が海部地区水防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区水防事務組合議会議員に当選されました奥田信宏君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○議長 菊地 久君

日程第15 承認第1号「蟹江町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番、小原喜一郎でございます。

不勉強で申しわけない、教えてほしいと思うんですけども、現状目まぐるしくたばこの種類というのは変わったり多くなったりしているわけなんですけど、いわゆる3級品というのは現状におけるたばこの何を指すのでしょうか。蟹江町では3級品と3級品以外の売り上げの状況というのはどうなっているのでしょうか、聞いておきたいと思うんです。

○総務部長 坂井正善君

3級品のたばこでございますが、これは特にお年寄りが好むたばここというか、例えばエコーとかしんせいとかバットとか、そういったものが6品目、これを一応3級品と……

(発言する声あり)

いや、フィルターはあります。

(「6品目」の声あり)

6品目。

(「安いたばこなんだ」の声あり)

そうですね、非常に安いたばこです、はっきり申し上げまして。

(「売り上げの内容だとどうなるんですか」の声あり)

今言いましたたばこですね、3級品。それから、3級品以外というのは、普通の方と言うと語弊がございますが、一般の方が好まれるたばこ、例えばハイライトとかセブンスターとか、そういったたばこでございまして、そういったものの比率でございまして、3級品以外のたばこに加えまして3級品、いわゆるお年寄り等が好まれるたばこにつきましては、その100分の1ぐらいですね。本当に少ないです。

以上でございます。

○議長 菊地 久君

小原議員、よろしいですか。

○7番 小原喜一郎君

はい。

○議長 菊地 久君

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております承認第1号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、承認第1号は精読とされました。

○議長 菊地 久君

日程第16 承認第2号「平成18年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第3号)の専決処分承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております承認第2号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、承認第2号は精読とされました。

○議長 菊地 久君

日程第17 議案第31号「蟹江町立蟹江中学校屋内運動場増改築及び本館耐震補強等工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番、小原喜一郎でございますが、参考までに伺っておくわけではありますが、落札価格の予定価格に対する比率ですね、聞かせておいていただきたいと思えます。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

落札率といいますか、対予定価格になりますと93.84%という大きな数値となっております。

○議長 菊地 久君

ほかにごございませんか。

(なしの声あり)

ほか質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第31号は精読にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号は精読とされました。

○議長 菊地 久君

日程第18 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

○議長 菊地 久君

お諮りいたします。

精読になっておりました承認第1号「蟹江町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」、承認第2号「平成18年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて」、議案第31号「蟹江町立蟹江中学校屋内運動場増改築及び本館耐震補強等工事請負契約の締結について」を、この際、日程に追加し、議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、3案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 菊地 久君

追加日程第19 承認第1号「蟹江町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより承認第1号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

○議長 菊地 久君

追加日程第20 承認第2号「平成18年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより承認第2号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

○議長 菊地 久君

追加日程第21 議案第31号「蟹江町立蟹江中学校屋内運動場増改築及び本館耐震補強等工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

3点ほど質問したいと思います。

一つは、制限付一般競争入札ということで資料が出されました。参加された選定調書の中で、共同事業体も含めまして6業者になっておりますが、まことに申しわけないんですけども、きょう資料を持ち合わせていないのでお伺いしますが、この業者が、過去の学校関係とかそういうもので、例えば去年は蟹江中学校西校舎の増改築や東校舎の耐震というのをやりましたし、その前は須西もやっているわけなんですけれども、ここに参加されている業者の入れ換えですけども、何らかの同じ業者が同じに入ってきているのか、業者の入れかえがあったのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。これは、前の参加選定調書を見ればわかるんですけども、もうしわけない、きょうちょっと持っておりませんものですから、どの程度、どういう入れかえがあったのか、なかったのかということをもまず1点お伺いします。

それから、落札率が、ただいま小原議員の質問にもありましたけれども、93.84%ということで、前回までの小・中学校関係、全部99%の落札率になっております。これについては一定の工夫が必要であるという質問をさせていただきました。今回93%ということで、大体これで4,000万円ぐらいは違うのではないかなというふうに私は思うんですけども、何らかのやり方の違いというようなものがあつたんでしょうか。ないままに93.84%になったのか、その点、2つ目です。

それから、3点目ですけども、取り壊しが既にされているように思うんですけども、そうでしょうかね、体育館。この取り壊しに関しまして、業者選定というか、業者にお願いしておると思うんですね。取り壊し業者に関してはどの程度の規模で、どこにお願いしてやってみえたのか、これ私わかりませんので、お伺いしたいと思います。

それから、すみません、もう1点加えさせていただいて4点目ですが、大きな工事なものですから、取り壊しに際しましても周辺の住宅にかなり迷惑がかかっているということを知っているんですね。周辺に余り南側にも家がないようなんですけども、とにかく工事が大

きくて、非常に近隣にも大きな迷惑がかかっているようなことをお聞きしておりますので、その点、今回はしっかりとした対策というものをしてから始めていただきたいという希望がありますので、周辺対策についてどのように考えてみえるのか、その4点についてお伺いしたいと思います。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

まず、1点目です。

今回6業者ありますが、過去の実績といたしますか、恐縮ですが、去年の資料しか持っておりませんので、去年と見比べてみますと、去年と同じ業者につきましては、最初の入札執行調査を見ていただきますと、1番目の大末・堀之内建設共同企業体、3番目の浅沼・河村・大笹・大藤建設工事共同企業体、5番目の佐藤工業株式会社名古屋支店というのが去年と同じ業者となっています。あとは新しい業者が入ってきているという格好です。

それから、落札率の話ですが、先ほど申しましたように、落札率については対予定価格で93.84%という数字です。実は、これは皆さんご存じのように、去年の蟹江中学校西校舎の改築を行ったときには、入札でもって4回入札して、なお落ちなかったという、そういう経緯がございました。私どもにしてみれば、今回の入札については昨年のような格好では、また同じような格好になるというのは非常に怖いということも実はありましたものですから、昨年については設計額から歩切りといたしますか、そういうのをさせていただいて、去年の例でいきますと、設計額からコンマ97ぐらいの歩切りをさせていただいて、それが予定価格となっておったんですが、今回につきましては歩切りをなるべくせずに設計額に近い状態で実は入札に臨んだということがございます。そういうこともあって、今回は落札率がそういう面では低い率になったのかという、そういう理解をしております。

それから、取り壊しの関係でございますが、取り壊しにつきましては入札執行調書の一番下の業者に、土屋・近藤という建設共同企業体ではありませんが、近藤建設が取り壊し解体工事については今回行っております。規模的には、契約額自体は1,200万円という金額で、これに1.05を掛けた金額になります。1,200万円をもつての工事という格好でなっております。最後に、住宅の南側に、あと東郊線を挟んで西側にも住宅はありますので、その辺で迷惑ということなんですが、実際のところ、西校舎をやっていたときも西校舎の解体のときに、すぐ南側が民家という格好になりますので、そういう面では揺れがあったというふうに聞いております。ただ、直接すぐ南の家といたしますか、そういうところからは話はなかったんですが、電話で、ちょっと離れた家から「揺れるんですが」という、そういうことはと承りました。

今回の体育館工事の解体については、業者さんの方とも随分打ち合わせさせていただいて、広範囲でもって、こういう工事が行われて揺れもあるんだということで、各住宅の皆さんにご理解を先にやらさせていただいて、直接私どもの方に「たくさん揺れるんだ」という、そ

ういう苦情というお電話というのはこちらの方には来ていませんでした。一つ、工事の業者に直接あったということは聞いておりますが、役所の方にはなかったということでございます。

以上でございます。

○8番 中村英子君

そうしますと、落札率が低くなったということは何も変わったことではなくて、歩切りをしておいた、歩切りをしなかったという簡単なことなんですか。歩切りというのは以前からずっとやられていたと思うんですね。設計業者の人に積算していただいて、そこから何%歩切りして入札にかけるというやり方で、歩切りをしているということは最近はやられていなかったというふうに私は思っておったんですけれども、実際には何%かの、すべての工事に歩切りをして、その後、入札にかけるというやり方だったのでしょうか。それで今回は、歩切りをせずに、設計業者の積算そのままに入札をかけたから、ただ単に入札率が低くなったと喜んでいいのか悲しんでいいのか、何も中身は変わらないというふうに受け取られるんですけれども、そういうことなんですかね、これは。

それから、壊したところですけども、これは請負契約で1,200万円ということで、議会の議決が必要ないというふうには思うんですけども、こういう業者を選定するときの基準というのは持っているのか、いないのか。これは随意契約で、ただ、どういうことを根拠にこの業者に頼むのか、その辺のところはよくわかりませんので、これは何らかの根拠を持ってここをお願いしているのかどうか、その背景についてお伺いしたいと思います。

それから、契約の中身ですけども、以前にも申し上げましたが、一括契約なんですか、これは代表者で。代表者浅沼組の名古屋支店長と、これだけの金額で一括契約という契約書の取り交わし方だと思うんですけども、問題は、末端の一番下の仕事をしている人たちの日当や工賃そのものが非常に削減されてしまって、仕事をしてもなかなか利益が上がらないという状況があるということは以前にもお話したとおりなんですけれども、それで、自治体としては一括契約するのではなくて、その契約の中身ですけども、そういうものにも配慮する必要があるのではないかということをおっしゃったことがあります。これは、今、公契約法をすとかしないとかということ国会の方では取り上げられておりませんのでこういうふうにはなっておりませんが、実際に構成員としてここに入っている人たちの仕事の中身とか程度というものは把握されているのか、されていないのかをお伺いしたいと思います。その3点で。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

私にお答えできる限りのことはお答えさせていただきます。

歩切りの関係でございますが、これは教育関係に関しての、私、建設工事やりますが、従来から多少と申しますか、設計額から歩切りをした金額でもって毎回予定価格を立てるという、そういう格好で進めさせていただいています。先ほども言いましたように、今回の工事

も全く歩切りをしないという、そういうことではなくて、歩切りを結構抑えた額でもってやらさせていただいたと、そういうことでございます。

それから、今回、解体については近藤建設でやっていただいておりますが、当然解体につきましても入札を行っております。これは指名競争入札です。金額に応じてとなりますが、今回の場合は7社をこちらの方で建設業者を選ばさせていただいて、そこで入札をさせていただいて近藤建設に決まったという、そういうことになっています。

それから、一括契約のことについては、なかなか私も中身のことはわかりませんが、今回4つの業者さんがJVを組んでいるわけです。やはり大きな業者から順にあるわけですので、利益の配分といいますか、私どもが最初に一般競争入札の申請がある調書の中では浅沼組が一番大きい会社ということもあって、そこがパーセンテージでいえば40%、それから次に河村産業所が30%、あと大笹組、大藤建設がそれぞれ15%という、そういうパーセントになっています。そのぐらいしかわかりません。

以上です。

○8番 中村英子君

大体わかりましたが、契約の中身については今後の課題なものですから、今、とやかくすぐ言うつもりもないと思いますけれども、歩切りの問題ですが、今も大ざっぱにお話をされただけですけれども、これは工事金額が大きいわけですから、1%、2%言っても、すぐ1,000万円とか、そういうことにかかわってくることなんですよ。ですから、じゃ前回と今回だけでもいいんですけれども、きちんと数字で、前回のときは何%の歩切りをした、それで落札者が出なかったんだと。それで、今回は歩切り率を少なくしたと。何%かを少なくしたら53.何%の落札率になったというわけですから、きちんと何%を今度歩切りしたのか、した部分について教えていただきたいと思っておりますけれども。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

これは結果ですので申し上げます。歩切りについては、今回についてはコンマ99です。前回につきましてはコンマ97という、そういう数字でございます。

以上です。

○議長 菊地 久君

町長はいいですか、答弁することはありませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○議長 菊地 久君

中村議員、いいですか。

(「よくないけれども、3回終わったので」の声あり)

いや、町長にも言ってもらわぬで結構ですかと聞いているんです。いいですね。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

先ほど落札率を伺いました。私は、前から行革の一環としての入札制度の改革を申し上げておるわけでありましてけれども、つまり、こういうところでこそその改革が極めて大事ではないかと。住民の皆さんに痛みを押しつけるような改革では、地方自治体としてよろしくないんじゃないかという、こういう立場で伺ってきておるわけで、その一環の中で伺いたいわけでありまして、今度の額が8億円近い額になるわけですので大きな入札であります。ここで1%削減できるだけでも大きい額になるわけでありまして、重視したいわけでありまして聞いておきたいわけでありまして。

そこで、入札制度を私昨年来から改革の提案をしてきて、長野県や小諸市などに学んでどうかということをおっしゃるわけでありまして、中学校の入札に当たって、単にこれは教育部局任せで入札を行ったのか、それとも、全体で協議して、どういうふうにいったらいいかということで入札、最終的なやり方を行ったその過程ですね。どんな議論を経てこういう結果をつくったかということを知りたいわけでありまして。

少なくとも、私には答弁の中で、ことし3月、つまり前年度末までに一定の研究をしたいという答弁があったわけでありましてけれども、その後において、まだ具体的な方向は伺っておりませんので、今度の入札に当たってもそれなりの試みなり何なり、あるいは、もっと全体的にかかわる方向でこの入札に対処したと、こういうことがあるのかないのか、聞いておきたいわけでありまして。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

入札制度という格好になると私どもも外れるかと思いますが、今回の入札については、金額は予算的には8億円を超えるような金額でございますので、当然一般競争入札という格好になります。一般競争入札にするということになってきますと、例年、私ども一般競争入札を行っておりますので、今回も制限付一般競争入札でやりたいんだという、そういうことで、まず入札のやり方といいますか、そういうものについて私ども指名審査会の方にこういうやり方で進めたいという、こういう申し出をさせていただいて、それで、いいよという格好になって、制限についても、例えば今回につきましては地域的には愛知県すべての業者さんから選びますという、そういう格好にしましたし、前は実は名古屋市全域と、あとはこの周辺の地域だとか、そういう格好で絞っておりましたが、今回については全域でいきたいんだという、そういうことでやりましたし、あとは例えば指名停止の関係も、こういう指名停止を行っている業者については入札日から何カ月前までの指名停止についてはだめですよという、そういうようなことも指名審査会の方に確認してやっております。そういうやり方でもって、今回の入札も実施しているということになります。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、私は、今度町長に言うんですけれども、あなたは行革を最重点課題としてやっておるわけですよ。行革のやり方について、私、幾つかの提案をしてくれています。行革すべてにおいて反対じゃありません。行革も、住民に痛みを伴わない行革をやるべきだという主張をしてくれているわけでありますが、住民に痛みを伴う行革の方向の方が熱心で、こういうところへの節約ですね、真剣になって取り組むかどうかということ私にはそれではかっているわけです、町長あるいは当局の政治姿勢そのものを。それで伺っているわけですよ。どちらが熱心かということ、どうも今の入札でも、具体的にこういう研究をして、こういう形で、今回こう試みてみると、こういうお話じゃないわけですよ。従来どおりの地域限定型の一般競争入札、こういうことになっているわけでありますが、その辺の試みは、お気持ちは全然ないんでしょうか。それとも、今、その途中で、そういうところまで研究してきておって、今回はまだそこまでは行っていないけれども、この次ぐらいだとか、あるいは鋭意努力しておるとか、それなりの回答をいただいてもいいんじゃないかと私は思うんですけれども、いかがなものですか。

○町長 横江淳一君

お答え申し上げたいと思います。

先ほどの歩切りという言葉非常に別の意味でとらえられておりますので担当からお話をさせていただきますが、今、小原さん言われました、行革の中で町長どういうふうにご考えているかということですが、ほかの市町村では入札価格を1,000万円まで下げたらどうだという、そういうトライを実はしているところもあると思うんです。我々の中でもその話し合いをしていないわけでは、実はございません。今現在、マスコミでも、談合の問題等々がございまして、それについての例えば違約金の問題だとかということの規制につきましては、条例で縛ったりということについては既に今やり終えました。それについてはやり終えました。今後それ以上のことについては、今からまた考えてやろうと思っておりますが、今回の入札につきましては、本来の鉄の価格も上がりました、材料も上がった、そんな中で設計の再度細かい見直しをしていただけないかという願いも実はさせていただきました。そんな中での最終的な93.84%の入札率でありました。そして、先ほど来、中村議員も触れられましたが、解体における金額も、実は我々が思っている以上に安い、50%前後の金額で落札ができたわけでありまして、これにつきましても、我々も正式な見積もりで、きちっとした見積もりで、できるだけむだな税金を使わないように、皆さんに納得いただけるような、そんな入札をこれからも心がけていきたい。特に今回につきましても、小原さんが言われるような徹底的な入札制度の改革までは行っていないまでも、設計等々についての配慮は十分させていただいているというふうに思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

私は、とにかく少なからず、行革の大きな柱として位置づけてはどうかということで提案してきているわけでありますので、その一定の答えをいただいておりますので、例えば、入札制度の改革について、どこの部門で、今例えば、私の質問に対して行革室長が答弁に立って、いや、ここまで研究していますよという答弁をいただければ、これは結構だ。そうではありませんので、あなた方の熱心さを実は疑問に思っているんですよ。しかし、毎年何%か知りませんが住民の皆さんには痛みを伴っていただくということだけは一生懸命熱心にやっておるとなると、言いたくなるわけでありますので、その辺で、例えば私が具体的に申し上げた、長野県なり小諸市なりの制度を取り寄せて、あるいは勉強してみて、ここに問題があって、まだ手をつけられていませんだとか、いや、なかなかいいから蟹江のここを改善したいと思えますだとか、具体的な答弁があればそれはいいですよ。今までの答弁では、全然やっていないようにしか受け取れない。つまり、その答弁は担当課の教育次長任せ、こういう状況になっているわけでしょう。今まで研究した過程というものが全然議会に、つまり提案している側に反映されていない。研究をまるっきりしていないと違うかと思うくらいの内容ですよ。だから、そこにこれから、もしまだ不十分、手つかずということであれば力を入れていただきたいと。少なくとも、8億円から引いて、10%だと8,000万円ですからね。長野県は80%前後に抑えるようになったそうですけれども、20%だと1億6,000万円ですかね、そういう状況ですから、これは住民の皆さんに痛みを伴っていただくことに比較したら、相当大きな財政改革になると私は思うんですよ。

そういう点で、私は要望として言っておきます。思い切って積極的に取り組んでいただきたいと思うんです。よろしく願いいたします。

○議長 菊地 久君

よろしいですね。

○7番 小原喜一郎君

はい。

○14番 山田乙三君

14番 新政会 山田乙三です。

これに関連して確認等を追っていきたいと思いますけれども、まず一つは、こういった体育館を解体するに当たって、解体ということで当然産業廃棄物、こういうものが出るわけですが、それとか、蟹江町的には汚泥でも有害物質が含まれているものと含まれていないものを分けるわけですが、最後のときに指名審査会というお名前がございましたけれども置いておきまして、まず1点目は、産業廃棄物をお出しになる場合、法的に出す方も、受ける方も、資格が必要なんです。認定講習を受けなさいよと、私、声高らかに言っておるんですけども、今のところその動きが見当たらないように思えてなりません、どうなんですか。こ

それは、汚泥についてもしかるべきことなんですね。ましてや、有害物質が含まれているものであればなおさらでありますけれども、これが指名審査会の方々にもご認識がえられるかどうか。あるいは、なければ、それを研究する、ただ単なる指名審査会じゃなくて、勉強する機会を設けておられるのかどうか。やみくもに指名審査会で審査したからパスするのではなくて、そこまでブレイクダウンといいますか、中身を審議しておられるかどうか疑問に思いますし、具体的な事例は、あえてこの場では伏せますけれども、問題点が生じておるわけですね、私、今申し上げていることは。きょうのあれのときには伏せますけれども、そういうことで、まず1点は産業廃棄物の取扱責任者、出す方、受ける方、言うなれば、私どもは今回体育館を解体したわけですから出す方の資格、これは認定講習、東京、大阪あるいは最近遠くになってきましたが、そういうのを、私口やかましく言っていますが、どうなんですか、第1点ですね。

それから、今、教育次長から非常に懇切丁寧に、努力されて説明されました。よくやっておられるなど私思いますけれども、一つは、以前から言っています施設課——プロフェッショナル課を設けて、言うなれば産業建設課というのはございますけれども、そういう中に一元化して、「何でも来いよ」「どんな質問でも来なさいよ」、そういう職員を定期的に採用するなり、あるいは集めるなり、具体策はどうなんですか。ないですね、今。ですから、体育館、学校関係は特に集中していますけれども、私から見れば、専門分野から若干外れるのかな、やむを得ぬのかな、よくやっておられるな、こう思いますけれども、しよせん教育関係は教育関係、産業建設は建設のプロだと思いますよ。事務方のプロが集まっているところがその部署だと私は眺めておりますし、その辺はどうなんでしょうということと、指名審査会、現在、確認の意味ですけれども、どなたがやられて、何人のメンバーで、どういう構成されているか。諸問題について講師を呼んで勉強された機会があるかどうか。ただ単に、指名審査会をちょっと通して、そこでわからないと言うと大変失礼ですけれども、そんなような懸案はなかったかどうか、この点についてお聞きしたい。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

まず、解体の関係でございます。解体につきましては、当然法律に基づいてということになります。今の蟹中の体育館の産廃については法に抵触するような、そんな形ではやってはおりません。ただ、恐縮ですが、近藤建設の下請業者が当然ありますので、下請業者に専門の解体関係の業者がいるというふうに理解していただければいいと思いますが、その業者が資格は当然持っておりますし、受ける側についても、どこに出すんだ、どこが受けるんだという、その辺のところも、処理的には、今ここではわかりませんが、整っておると思いますので、ここで、どこに、どういうふうだという、そういうことは言うことはできないので、すみませんがお許してください。

それから、施設課の関係については、私のところからは言えないことかもしれません。た

だ、ほかの市町村のところを実際聞いて、知っている限りではそういうところもありますので、そういう専門のところがあっても、それはいいのかなという感じはしますが、今、蟹江町の形態はこういう格好になっておりますので、私どもとしましては、今の状況で全力を尽くしてやっていると、そういうことになると思います。

あと、指名審に関しては、私どもの総務部長が一番頭となりまして、それぞれ各部長さんが委員となっております。実は教育部と水道部につきましては部長がおりませんので、教育部に関しては私が出ておりますし、水道に関しては水道部次長が出ております。そういう格好で指名審査会が構成されて運営されているという格好になっています。

以上です。

○14番 山田乙三君

ありがとうございます。それで、資格を取られる意識はおありですか。ということは、指名審査会なんかでも、コピーでもいいですよ。そこまで調べて、ここの近藤建設は今回解体を請け負われた。当然ながら孫請、曾孫請、関連があつて当たり前なので、そこから提出される、あるいは資料の一つでやるというのは当然なんですね。それが、指名審査会の権限としてお出しになり、ああしっかりしておるな。いわゆる元請に当然出させてやる。やはり山の中へほかってまっては困る、そういうことを見させるために、そのための指名審査会じゃないですか。そういう方策をやられたことがありますか。指名審査会の方で答弁をください。そういうお考えになったことがあるかどうか。当たり前です、こんなことは。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

指名審査会の方は私どもの方が一応取りまとめ課ということでやらさせていただいております。指名審査会にかかってまいります段階では、そういった内容で、どこでやるかということは基本的には原課の方が調査するというところで、まだ相手方がどこを使って、どういう内容でその仕事をしていくかというところは、私ども設計には入っておりますが、そういったものの書類は上がってまいりません。というのは、これは契約権者の義務でございますので、契約権は当然執行いたしますのは各課になります。そこで、おっしゃられるように、施設課等がございまして、その中で、指名審査で行った内容について、これは相手方がこの契約に対して入札に適正かというところまでは審査いたします。その中に、今、議員のおっしゃることが入ってくるのは婉曲的にそのとおりだと思いますけれども、今のところ、そういった条件をつけてはやっておりませんでした。ですから、もし入札で落札したならば、この業者を使って、ここにはこういう産廃専門者がいて、それに対してはこういうことでできるというようなことまでは提出書類としては私どもの方には出ておりません。今後についてどうするかという問題でございますが、指名審査の段階でとれるのかどうか、今、返答に困りますけれども、そういった内容については、その後契約をいたしまして、契約の中で正式に、今おっしゃられるような下請業者の専門的な内容とか専従者の問題は、私ども契約担当

の方にきちっと提出され、それで許可を受け、私どもの方からの発注に合った仕事をしていくという、現在はそのような状況になってございます。

今後につきましてはどのようにいたしますかは、今の段階では申し上げることはできませんけれども、検討課題としていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長 菊地 久君

ほかにごございませんでしょうか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

以上で、本臨時会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。したがって、平成19年第1回蟹江町議会臨時会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(午後 3時18分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会臨時議長

山 田 邦 夫

蟹江町議会議長

菊 地 久

1 番 議 員

松 本 正 美

2 番 議 員

伊 藤 俊 一